

(1) 地域包括支援センターについて

資料 1

☆介護保険法（平成 9 年 1 2 月 1 7 日法律第 1 2 3 号）より抜粋

(地域包括支援センターの設置)

第 1 1 5 条の 4 6

【目的】 地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する

【設置】 市町村は、地域包括支援センターを設置することができる

【運営】 地域包括支援センターの設置者は、事業の質の評価と向上、その他の関係者との連携、定期的に事業の実施状況についての点検を行うよう努めなければならない。



(運営協議会の設置)

大野市地域包括支援センターの設置に関する規則（平成 1 8 年 3 月 3 1 日規則第 1 1 号）

【目的】 支援センターの設置、運営、評価等に必要な事項を審議し、支援センターの公正かつ中立的な運営に資する

【所掌事務】 ①設置に関すること ②運営及び評価 ③地域の連携・支援体制

【組織】 委員は市長委嘱、任期 2 年以内。会議は会長が招集。事務局は健康長寿課。

(地域包括支援センターの事業)

第 1 1 5 条の 4 5

①介護予防ケアマネジメント

（第 1 号介護予防支援事業）

②総合相談支援事業

③権利擁護事業

④包括的・継続的ケアマネジメント
支援事業

⑤在宅医療・介護連携推進事業

⑥生活支援体制整備事業

⑦認知症総合支援事業

⑧地域ケア会議推進事業

⑨任意事業

第 1 1 5 条の 2 2

⑩指定介護予防支援

地域包括支援センター職員配置

① 保健師 4 人（うち 3 人は③の資格あり）

②社会福祉士 1 人（③の資格あり）

③主任介護支援専門員・介護支援専門員
各 1 人

④認知症地域支援推進員 1 人

⑤在宅医療コーディネーター 1 人

（③～⑤：会計年度任用職員）

計 9 人

（※センター長は健康長寿課長が兼務）

【包括的支援事業の配置基準】

介護保険法施行規則第 140 条の 66

・第 1 号被保険者 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに、常勤で原則、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員 1 名ずつ配置。

【指定介護予防支援業務の配置基準】

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第 2 条

・保健師、介護支援専門員、社会福祉士、経験ある看護師等を 1 名以上の必要数配置。